

広域配分／地域配分について

広域活動や先駆的取り組みを支援する「広域配分」と、地域に密着した活動を支援する「地域配分」があります。広域配分は県共同募金会が、地域配分は市町村支会が、それぞれ申請受付・審査・決定後の手続き等を担当します。

申請者区分	県共募扱い（広域配分）	市町村支会扱い（地域配分）
保育所	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
学童保育所	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
地域活動支援センター	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
団体（市町村域で活動する団体） ・市町村社協 ・NPO・ボランティア団体 ・障害等当事者団体 …など	× (法人格があれば車両整備のみ申請可能)	○ (支会ごとに配分の有無及び基準が異なる)
団体（広域で活動する団体） ・県社協、郡社協 ・NPO・ボランティア団体 ・障害等当事者団体 …など	○	—
高齢福祉関係施設 ・特別養護老人ホーム ・老人デイサービスセンター ・老人グループホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	× (建物改修のみ○)	×
障害福祉関係施設等 ・生活介護 ・施設入所支援 ・グループホーム ・就労支援 …など	○	—
障害児通所支援 ・放課後等デイサービス 障害児入所支援	○	—
児童福祉施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・母子生活支援施設 …など	○	—
保護施設 ・救護施設 ・更生保護施設 …など	○	—

○：配分可能、 ×：配分不可、 —：配分不可ではないがなじまない

「広域配分」…申請受付・審査・決定・配分金交付・精算までの一連の流れを、県共同募金会で取り扱う。

「地域配分」…同様の流れを、各市町村支会で取り扱う。

◎広域配分は、施設・設備・備品整備配分、車両整備配分、事業経費配分、運営費配分などです。

◎地域配分の基準は、地域の実情に応じて各市町村支会が策定します。

◎申請受付期間 ・広域配分 8月1日～9月15日

・地域配分 支会ごとに設定

詳しくは群馬県共同募金会までお問い合わせ下さい。TEL 027-255-6596